

大阪府版 在留資格「介護」による外国人留学生受入れ ガイドライン等について

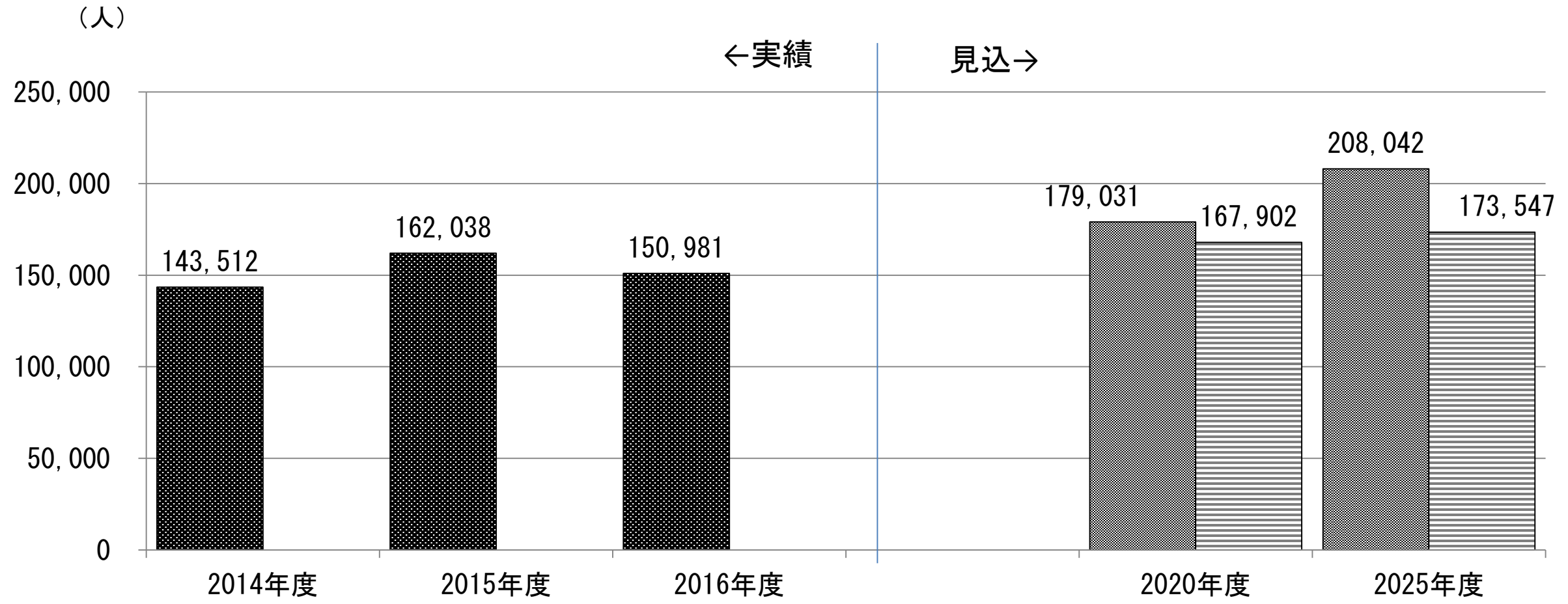
大阪府福祉部地域福祉推進室
福祉人材・法人指導課

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について

2025年には、全国で約245万人の介護職員が必要となるが、約34万人が不足すると見込まれている。
大阪府においては、約20.8万人の介護職員が必要とされており、現況のまま推移すると、**約3.4万人が不足**と見込まれている。

	需要見込み	供給見込み	差
全国	2,446,562	2,109,956	336,606
大阪府	208,042	173,547	34,495

※「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」
 平成30年5月21日 社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 報道提供資料より



※ 平成30年9月8日 大阪府高齢介護室集計
 集計方法の変更等があるため、単純な比較はできないことをご了承ください。

◆戦略の背景：深刻化する介護・福祉人材の安定確保

- 高齢化率の上昇と生産年齢人口（15～64歳人口）の減少（2040年に約3割減）
- 医療ニーズや認知症高齢者の増加など高度化・多様化するとともに、増大し続ける支援ニーズ。
- 人材需給のミスマッチの拡大。2025年には介護サービス従事者は3.4万人不足。
＜府内介護・福祉従事者数（2016年度）＞ 介護サービス従事者：16.4万人、障がいサービス従事者：5.2万人、子育てサービス従事者：3.1万人
＜有効求人倍率＞ 介護関連職種：2016年10月以降、4倍強で推移、保育関連職種：3倍を突破 ⇒いずれも既に超人手不足

◆取組みの方向性：3つのアプローチによりオール大阪で介護・福祉人材の「量」と「質」を確保

【1. 参入促進】：ターゲットに応じた事業展開

- 若者など（職業としての介護をアピール）
⇒**介護イメージアップ戦略**
- 社会人経験者、女性など介護業務未経験者
⇒**初任者研修の受講促進と職場への定着支援**
- 地域の高齢者など
⇒**介護入門者の参入促進**（『介護助手』の育成）
- 障がい者など
⇒**公共職業訓練による就職支援**
- ひとり親家庭の親など
⇒**介護職場とのマッチング**
- 外国人介護人材（在留資格「介護」に対応し円滑な受入から就業継続へ）
⇒ **外国人留学生受入れガイドライン作成、協議会の設立・研修等の実施**

【2. 労働環境・処遇の改善】

：腰痛など離職事由に応じた雇用管理改善と事業者の取組み促進

➤**介護ロボット導入・活用支援**

⇒福祉機器、介護ロボットの導入助成と施設長等
マネジメント層・職員へのノーリフトポリシーの普及等

➤**「(仮称)おおさか介護かがやき表彰」の創設**

⇒優れた事業者の取組みを表彰・周知

【3. 資質の向上】

：介護人材のスキルアップと定着促進のため、地域ごとの取組みを支援

➤**地域医療介護総合確保基金を活用し 市町村主体の取組みを推進**

⇒ 地域内合同研修による同期づくり、リーダー養成、
市町村域内での法人連携支援 など

昨今の外国人介護人材をめぐる動きについて

①技能実習制度への介護職種の追加

【制度の趣旨】 技能実習制度：日本から相手国への技能移転

- 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が平成28年11月に成立、公布。
- サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるように、要件設定等を行い、新たな技能実習制度の施行(平成29年11月1日)と同時に対象職種に追加。
⇒ 優秀な実施者については実習期間を従来の3年から5年まで延長する技能実習制度の拡充等も実施

②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)

【制度の趣旨】 資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する「入管法一部改正法」が平成28年11月に成立、公布。(平成29年9月1日施行)
- 留学生として入国し、介護福祉士養成施設(2年以上)を卒業し、介護福祉士資格を取得した外国人にも、介護福祉士として国内で就労することが可能に。

③ EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

【制度の趣旨】 EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(2,777人を受け入れ、544名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

各制度の比較

	外国人技能実習制度 【平成29年11月1日施行】	在留資格「介護」 【平成29年9月1日施行】	EPAによる受入れ
制度の目的	日本から相手国への技能移転	外国人留学生が介護福祉士を取得した場合、引き続き国内で活躍できるように就労を認める(日本再興戦略2014) → 専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ	日本と相手国の経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
送り出し国	原則として制限なし (監理団体の許可事務・技能実習計画の認定事務を適切に行うため、国レベルでの協力覚書を順次作成していく見通し(ベトナム、カンボジアは作成済))	制限なし	3カ国: インドネシア(2008年度～)、フィリピン(2009年度～)、ベトナム(2014年度～)
在留資格	「技能実習」	「留学」(資格取得前) 「介護」(介護福祉士の資格取得後)	「特定活動(介護福祉士候補者)」 「特定活動(介護福祉士)」
求められる日本語能力試験のレベル	入国時: N3程度が望ましい水準、 N4程度が要件 2年目: N3程度が要件	N2以上又は日本での日本語学校学習歴6か月以上 (在留資格「留学」で一般に求められるレベル)	フィリピン、インドネシア: 現地で6か月、来日後6か月の日本語研修を受けたのち施設で就労開始。 ベトナム: 現地で12か月研修後、N3合格者のみが来日。2か月ほど訪日後日本語等研修を受けたのち施設で就労開始。
就労期間	3年(一定条件のクリアで5年) (1年目(技能実習1号)から2年目(技能実習2号)にも日本語及び技能評価試験の要件あり)	最長5年間(更新可能) (介護福祉士資格の取得者は、更新し続けることで働き続けることが可能)	「候補者」は原則として4年(最長5年) (介護福祉士の国家試験に合格すれば永続的に働き続けることが可能)
国家試験の受験義務	なし(任意)	2017～2021年度の養成施設卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の登録を継続できる。 2022年度以降の卒業者は国家試験受験が必要。	国家試験の受験が必須 (不合格でも一定点数以上を取得できていれば1年間の滞在延長後の再受験が可能) → 二度目も不合格なら帰国
勤務できるサービスの種類	訪問系サービスは対象としない 開設後、3年以上経過していること など	原則として制限なし	「候補者」: 介護保険3施設、特定施設入居者生活介護、通所介護 「介護福祉士」: 上記の他、訪問系サービス(2017年度より)
処遇	日本人と同等額以上の報酬	「留学」: アルバイト並み? 「介護」: 日本人と同等額以上の報酬	「候補者」: 日本人と同等額以上の報酬 「介護福祉士」: 日本人と同等額以上の報酬
受入れ調整機関	各監理団体(団体監理型)、 各企業(企業単独型)		国際厚生事業団(JICWELS)

◆ 公的な受入れ調整機関がない
⇒ 受入れ状況の実態が見えづらい、受入れにあたって留意すべきメルクマールが無い

新たな在留資格「特定技能」について (参考)

<スケジュール>

- 平成30年11月2日 新たな在留資格「特定技能」を創設する入管法改正法案が閣議決定された。
- 今国会に提出される予定であり、政府としては平成31年4月施行を目指している。
- 法案審議と並行して、年内に「外国人人材の受入れ・共生のための総合的対策」が策定される予定

<内容>

- 新たな在留資格として「**特定技能1号**」及び「**特定技能2号**」を設ける。
「特定技能1号」の在留期間は最長5年、更新不可。ただし、「熟練した技能」があると認められれば「特定技能2号」に移行し、在留資格を更新することができるようにする。
- 法務省入国管理局の組織を改編し、受入れや在留管理を一元的に担う「出入国在留管理庁」を設置。
 - ・ 地方部局として「地方出入国在留管理局」を設置
 - ・ 出入国在留管理庁長官の登録を受けた「登録支援機関」と受入先が連携して、外国人支援に取り組む。

在留資格	特定技能1号	特定技能2号
取得条件	・ 最長5年の技能実習を修了すること又は技能と日本語能力の試験に合格すること	・ 高度な試験に合格し、熟練した技能を持つこと
在留期限	・ 最長5年	・ まず5年を想定し、長期の就労も可能とする
帯同	・ 家族の帯同は認めない	・ 配偶者や子どもの帯同を認める
移行・更新等	・ 試験等を通じて「熟練した技能」が認められると2号に移行できる。 ・ 雇用企業に対して、日本語の習得や生活ガイダンス、行政手続きの情報提供等の支援を行うよう求める。	・ 期間経過後は、更新制とし、回数制限を作らない。 ・ 更新時の審査を通過すれば、長期の就労もできる仕組みとする。
対象業種等	・ 介護、農業、建設、造船、宿泊等の十数業種となる見込み (法案成立後に省令で定める)	・ 建設、自動車整備、航空など数業種に絞る方向
その他	・ 政府は、日本語教育など外国人人材の受入れ拡大に向けた環境整備策を年内にまとめる。 ・ 各分野の所管省庁が人手不足の状況を継続的に把握し、不足が解消されたと判断した場合、資格の新規付与は停止する。 ・ 日本から強制送還された自国民の受入れを拒否した国は制度の対象外。 ・ 難民認定申請者が不自然に多い国も受け入れを制限。	

介護福祉士養成施設（昼間課程）における外国人留学生の受入れ状況調査について（参考）

介護福祉士養成施設（昼間課程）における外国人留学生の受入れ状況調査結果（平成30年5月）

※大阪府指定養成施設（15施設）の状況

1 各学年の定員総数と在籍者数 （平成30年4月末現在）				2 在籍者数のうち 外国人留学生の人数		3 外国人留学生の国籍別の内訳										
学年	各学年の 定員総数	在籍者数	うち大阪府離職者等 再就職訓練による受 講生	学年	外国人留 学生の人 数	学年	ベトナム	フィリ ピン	中国	韓国	インド ネシア	台湾	ネパール	マレー シア	ミャンマー	タイ
第1学年	773	375	52	第1学年	167	第1学年	112	29	9	2	6	0	6	1	1	1
第2学年	698	342	70	第2学年	95	第2学年	76	15	2	1	0	1	0	0	0	0
第3学年	72	23	0	第3学年	0	第3学年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4学年	-	-	-	第4学年	-	第4学年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,543	740	122	計	262	計	188	44	11	3	6	1	6	1	1	1

	定員充足率	再就職訓練を除いた 充足率	在籍者数に占める 外国人留学生の率
第1学年	48.5%	41.8%	44.5%
第2学年	49.0%	39.0%	27.8%
第3学年	31.9%	31.9%	0.0%
第4学年	-	-	-
全体	48.0%	40.1%	35.4%

- 養成施設の外国人留学生の人数は、平成30年度は平成29年度の2倍以上となっている。
- 養成施設の外国人留学生の国籍は、平成30年度は10カ国となっており、平成29年度の6カ国より4国多くなっている。

介護福祉士養成施設（昼間課程）における外国人留学生の受入れ状況調査結果（平成29年6月）

1 各学年の定員総数と在籍者数（平成29年4月末現在）				2 在籍者数のうち外国人留学生 の人数		3 外国人留学生の国籍別の内訳						
学年	各学年の 定員総数	在籍者数	うち大阪府離職者等再就 職訓練による受講生	学年	外国人留 学生の人 数	学年	ベトナム	フィリ ピン	中国	韓国	インド ネシア	台湾
第1学年	747	419	84	第1学年	109	第1学年	89	15	2	2	0	1
第2学年	697	277	75	第2学年	12	第2学年	5	5	1	0	1	0
第3学年	72	27	0	第3学年	0	第3学年	0	0	0	0	0	0
第4学年	-	-	-	第4学年	-	第4学年	-	-	-	-	-	-
計	1,516	723	159	計	121	計	94	20	3	2	1	1

	定員充足率	再就職訓練を除いた 充足率	在籍者数に占める 外国人留学生の率
第1学年	56.1%	44.8%	26.0%
第2学年	39.7%	29.0%	4.3%
第3学年	37.5%	37.5%	0.0%
第4学年	-	-	-
全体	47.7%	37.2%	16.7%

大阪府版在留資格「介護」による外国人留学生受入れガイドライン

大阪府社会福祉審議会介護・福祉人材確保等検討専門部会（平成30年3月）

1. ガイドラインの必要性と基本的な性格

2. 受入れスキームのイメージ

3. 奨学金の性格について(基本編)

4. 入国審査について

5. 奨学金貸与契約ルールについて(詳細編)

- (1)奨学金等の契約方式について
- (2)奨学金の返済方法
- (3)介護福祉士修学資金貸付制度を受けられない場合
- (4)在学期間中に留学生が帰国等した場合
- (5)ほかの介護施設等で就労することとなった場合

6. 施設等におけるアルバイト就労の際のルール

- (1)労働関係法令等の遵守
- (2)入管法関係法令等の遵守
- (3)守ることが望ましい労働関係ルール
- (4)人員配置基準との関係性について

7. その他、守るべき生活上のルール

- (1)日常生活の支援
- (2)カウンセリング、相談支援体制の整備
- (3)宗教上、文化、慣習上の配慮

8. 受入れスキームについての法的整理

- (1)介護施設等がコンソーシアムを組んで、留学生を受け入れる場合
- (2)派遣会社によるあっせんの場合
- (3)その他留意事項

9. 施設等における介護福祉士としての就労の際のルール

- (1)在留資格「介護」の取得について
- (2)日本人同等報酬について
- (3)介護施設等を退職する場合の取扱い

10. 参考となりうるリンク集

HPに全文載っています。

大阪府版
在留資格「介護」による外国人留学生受入れ
ガイドライン

大阪府社会福祉審議会
介護・福祉人材確保等検討専門部会

平成30年3月

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=30469>

➤ 在留資格「介護」（H29.9.1施行）について

○留学生として入国し、介護福祉養成施設（2年以上）を卒業後、介護福祉士資格を取得した外国人は、介護福祉士として、国内で就労が可能。

○在留資格「留学」（資格取得前）⇒在留資格「介護」（介護福祉士の資格取得後）

○課題：公的な管理団体による監督のスキームが無いため、受入状況の実態が見えづらい
受入れ事業者には、受入れに留意すべきメルクマールが存在しない

➤ ガイドラインの内容

留学生と受入事業者等との間の奨学金貸与契約や労働契約のあり方などをとりまとめ

- ・円滑な受入れから就労継続につなげるために留意すべき事項を取りまとめる
- ・悪質な事例が生ずることを未然に防止

※留意点

制度の趣旨や他の類似制度（技能実習制度、E P A等）の運用状況等に照らし、「望ましい」と考えられる運用については、大阪府社会福祉審議会介護・福祉人材確保等検討専門部会委員の意見を踏まえた上で、**「望ましいもの」として記述**

⇒内容は、**適宜見直す**必要あり、関係者の意見等も踏まえ、時点修正等が必要

➤ 「大阪府介護留学生適正受入推進協議会」設立（H30.5.30）

- ・「ガイドライン」の普及を図るとともに関係者間で最新情報の共有を行い、今後の介護留学生の適正な受入れ体制の確保を図る。
- ・「ガイドライン」の周知や関係法令遵守に向けた研修会等の企画を行う。
- ・今後の介護留学生の適正な受入れ推進に向けた支援策の検討を行う。

大阪府介護留学生適正受入推進協議会

各構成団体が、外国人留学生の受入れに向けた取組みを実施。府は、コーディネーター役を担う。

今後の介護留学生 の適正な受入れ 体制の整備・推進

事業者関係団体

- ・大阪府社会福祉協議会老人施設部会
- ・大阪府社会福祉協議会社会福祉施設
経営者部会
- ・大阪介護老人保健施設協会
- ・大阪認知症高齢者グループホーム協議会

職能団体

- ・大阪介護福祉士会

養成施設

- ・大阪府介護福祉士養成施設連絡協議会

行政機関等

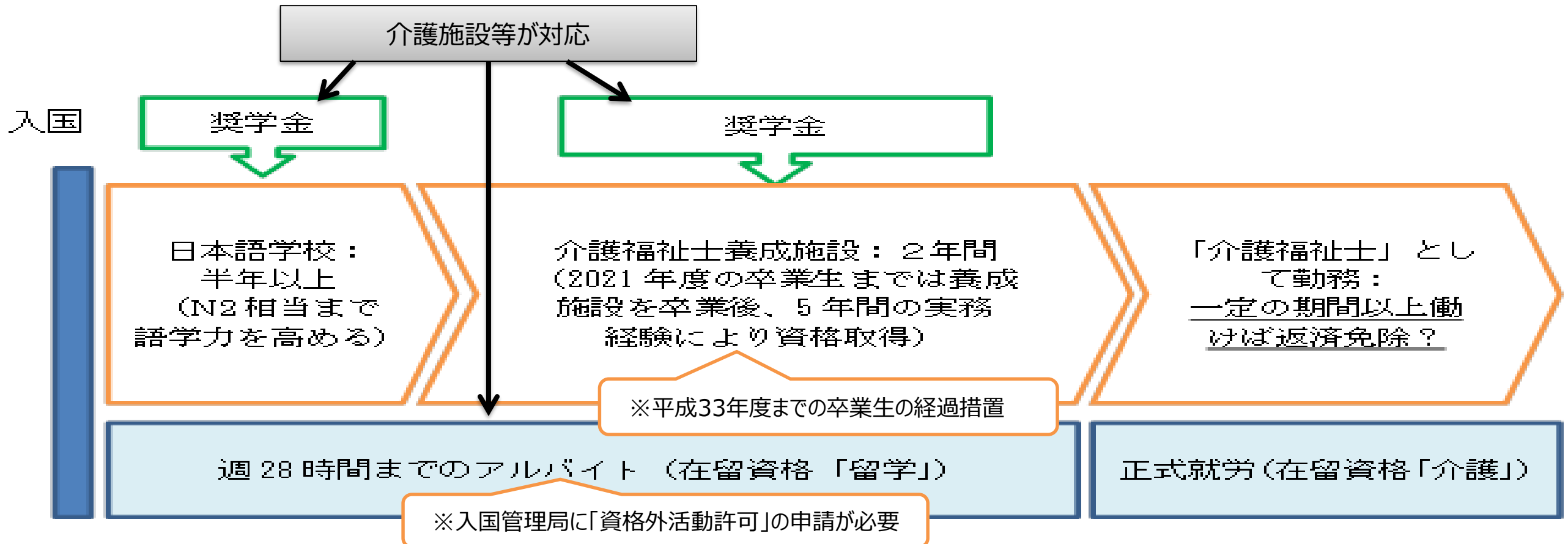
- ・大阪府社会福祉協議会
- ・大阪労働局
- ・大阪府福祉部地域福祉推進室

事務局
地域福祉推進室
福祉人材・法人指導課

2. 受入れスキームのイメージ及び3. 奨学金の性格について（基本編） ★ガイドラインP4～6

◆外国人が、在留資格「介護」の資格で在留を認められるためには、以下のスキームが考えられる。

<スキームのイメージ>



《奨学金の性格について（基本編）》 上記のスキームで対応した場合に事業所が留意すべき点

当該奨学金を支給した介護施設等において、奨学金を受給した留学生に対し、「労働契約を締結しなければならないこと」などを
約束させないこと。

※労働基準法第16条「賠償予定の禁止」及び第17条「前借金相殺の禁止」等に抵触する恐れが極めて高い。

- 労働契約と奨学金等貸与契約を明確に切り分けること
- 当該奨学金等貸与契約に、以下の2点を整備すること
(他の介護施設での就労や退職の自由を妨げず、強制性を伴わずに働いてもらうことを確保)
 - ・一定期間の勤務を条件とした奨学金等返済免除制度（一定のインセンティブを付与）
 - ・当該施設以外において、就労しない場合の合理的奨学金等の返済ルール等

日本語能力試験について（参考）

◆日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会の共催実施 J L P T） N 1 ～ N 5 の認定の目安

難しい



易しい

レベル	認定の目安 各レベルの認定の目安を【読む】【聞く】という言語行動で表す。 それぞれのレベルには、これらの言語行動を実現するための言語知識が必要
N 1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。 <読む> ・幅広い話題について書かれた具新聞や雑誌の論説・評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 ・様々な話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 <聞く> ・幅広い場面において自然なスピードのまとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N 2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。 <読む> ・幅広い知識について書かれた具新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 ・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 <聞く> ・日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードのまとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握することができる。
N 3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる <読む> ・日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を読んで理解することができる。 <聞く> ・日常的な場面で、やや自然に近いスピードでのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N 4	基本的な日本語を理解することができる <読む> ・基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。 <聞く> ・日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N 5	基本的な日本語を ある程度 理解することができる <読む> ・ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や分、文章を読んで理解することができる。 <聞く> ・教室や身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

※日本語能力試験 J L P T のホームページより

留学生の入国審査にあたっては、「本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること」を立証するための書類等の提出が必要



「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」

※P13～P14：平成30年3月2日付け法務省管第1545号法務省入国管理局入国在留課長

概要

1、貸与条件

・留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が退学した場合等を除き、原則として、在学中にその貸与を終了するような条件が付されていないこと。

※奨学金の貸与の際に指定されたアルバイト先を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められない。

2、返済条件

①留学生の在学中の返済は、原則として認められない。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えないが、貸与した法人により繰り上げ返済が強要されることは認められない。

②貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと。

③返済額は、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること。

※月当たりの返済額が手取りの約1割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられる。

3、その他

①奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。

②奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づくアルバイト先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること。

③本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）のすべてを奨学金（貸与型・給付型を問わない）により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。

上記、「2、返済条件」①及び③については、本ガイドラインで定めようとしている内容以上のことが記載されているため留意が必要。

なお、「都道府県等が実施主体となる修学資金等貸与制度」や「給付型奨学金」については、同留意事項の対象外（上記「3その他」③に該当しない限り、基本的に、経費支弁能力として認められる）こととされている。

留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

平成30年3月
法務省入国管理局

本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）を貸与型奨学金（都道府県等が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。）により支弁しようとする留学生（留学希望者を含む。以下同じ。）及び当該留学生の受入れを検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いします。

1 貸与条件

留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が以下に該当する場合を除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼働先（アルバイト先）を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

2 返済条件

- (1) 在学中の返済が求められていないこと。

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

- (2) 貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと。

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する

又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

- ア 貸与を途中で終了した場合
- イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合
- ウ 卒業後に奨学金を貸与した機関等の特定の機関で就労しない場合
- エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合に、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

- (3) 返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること。

例えば、月当たりの返済額が手取りの約1割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられます。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

3 その他

- (1) 奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。
- (2) 奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること。（下記の参考（1）参照）
- (3) 本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）のすべてを奨学金（注）により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。
（注）貸与型・給付型を問わない。

4 在留資格認定証明書交付申請における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請において上記3（3）の資産を立証する資料に加えて、以下の提出が求められます。

また、在留期間更新許可申請においても提出が求められる場合があります。

留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項（参考）

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料（奨学金貸与規程等）
- (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し（貸与を受ける留学生が自筆で署名したもの）
- (3) 奨学金の支給回数等具体的な貸与方法を説明する資料（貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給，貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等）
- (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には，留学生が稼動することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）
- (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び直近の決算書（損益計算書，貸借対照表）
- (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には，当該雇用条件が留学生と同等の経歴を持つ者が稼動する場合の雇用条件と同等であることを説明する資料（例えば，就業規則の写し等）及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）

（注）貸与型奨学金以外に係る資料については，各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。また，審査の過程において，上記以外の資料を求める場合もありますので，あらかじめ御承知おきください。

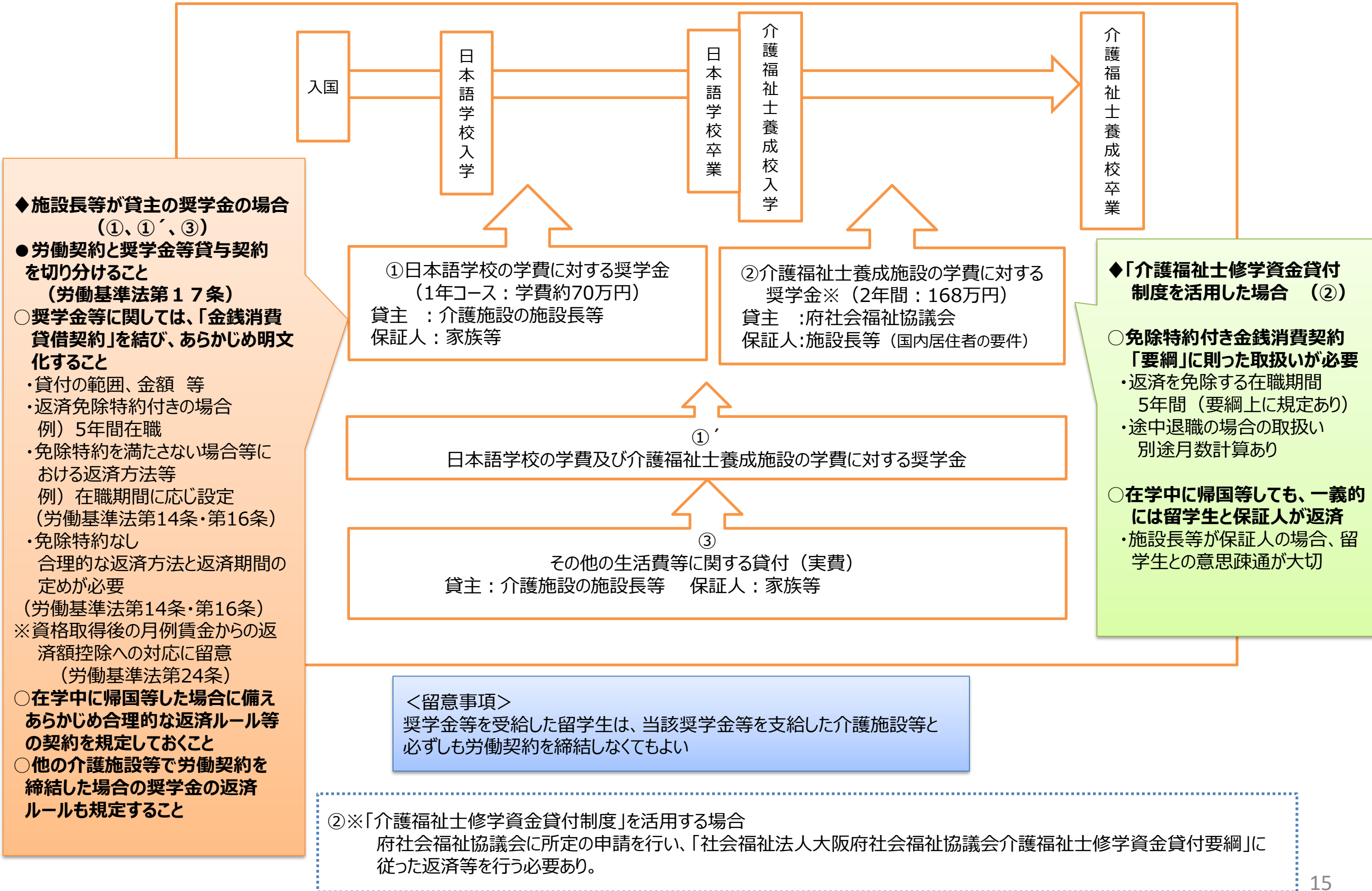
（参考）労働関係法令との関係

- (1) 在学期間中の資格外活動許可に基づく稼動（アルバイト）先や教育機関卒業後の就職先をあらかじめ決められていることを条件に，奨学金の貸与を受けることについては，直ちに労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんが，奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり，奨学金の貸与を受ける留学生が，上記3（2）のとおり，労働条件について理解し，了承しているのであれば，在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。
- (2) 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として，使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には，労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。

なお，留学生が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが，そのような形式がとられている場合であっても，実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には，同条に抵触することとなります。

（注）詳細については，管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

◆奨学金等の貸与（想定）と契約方式について



1、労働関係法令等の遵守

- ・受入れ介護施設等は、アルバイトを行う留学生に対して適用される法律等を遵守すること。
- ・ハローワークに対して、外国人雇用状況の届出（雇用対策法第28条）を行うこと。
介護留学生の雇入れ又は離職の際には、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等を、ハローワークへの届出が義務付け。
この際、「資格外活動の許可も確認される」ことに留意が必要。

2、入管法関係法令等の遵守

- ・介護留学生がアルバイトを行うに当たっては、法務大臣から「資格外活動の許可」を受ける必要あり。
原則週28時間規制（長期休暇期間中を除く）を遵守することが必要。（入国管理法第19条）
- ・旅券等（旅券、在留カード、上陸許可書等）については、留学生本人の自己責任で保管すべきもの（入管法により常時携帯することが義務づけ）
留学生から保管して欲しい旨の要望があったとしても、介護施設の施設長等や他人が保管してはならない。

3、守ることが望ましい労働関係ルール

- ・労働関係法令の遵守（最低賃金以上の報酬の支払い、国籍を理由としての賃金額の差別的取扱い(労働基準法第3条「均等待遇」）の禁止）
- ・日本人の無資格者と同等報酬を確保することが望ましい。
- ・夜勤等の取扱いについては、長期休暇期間中を除き、取扱いを控えるなど、あらかじめルールを設けておくことが望ましい。

4、人員配置基準との関係性について

- ・在留資格「介護」を目指す外国人留学生が、介護施設等においてアルバイトを行う場合、①「日本語学校に入学したばかり」の段階や、②「介護福祉士養成施設に入学したばかり」の段階などの場合において、いつから配置基準に算定できるかについては特段定められていない。
(EPA制度、技能実習制度では規定あり)
- ・介護施設等におけるサービスの質や利用者の安心・安全、留学生の権利等を考えた場合、EPAによる介護福祉士候補者や技能実習制度の運用を参考として、「日本語学校に留学した者」については、就労開始日から6ヶ月間は人員配置基準には含めない運用とすることが望ましいと考えられる。
また、技能実習生等はその間に入国後講習を受けていることを踏まえれば、研修等を行っていくことが望ましい。
- ・「介護福祉士養成施設に入学した者」については、入学の時点でN2相当以上の日本語能力を有していることが前提となっていると考えれば、当初から人員配置基準に含めて運用するという対応も考えられる。

1、日常生活の支援

- ・快適な住宅環境の確保、食生活、生活様式、医療等について適切な助言、指導その他の援助を行うことが望ましい。
当該留学生に支払う賃金から、**宿舍費、光熱費を控除する場合には、あらかじめ労使の「書面による協定」が必要**であり、
控除する額は実費を超えてはならない。(労働基準法第24条)

2、カウンセリング、相談体制の整備

- ・留学生が、同僚と職場内外でコミュニケーションを図れるよう配慮するとともに、生活の悩みや苦情について相談しやすいよう、
担当者を配置するなどの対応を検討すること。
- ・また、国が平成30年度予算で設置を検討している「相談窓口」など公の相談窓口等について情報収集し、適切な紹介に努めること。

3、宗教上、文化、慣習上の配慮

- ・**インドネシア国籍の方について**
さまざまな宗教を信仰しているものの、多くは敬虔なイスラム教徒である。
イスラム教徒には近くにあるモスクやその他の集会所等、他宗教を信仰している人にはそれら宗教施設へのアクセス等の情報を提供するように配慮すること。
- ・**フィリピン国籍の方について**
多くは敬虔なカトリック教徒であり、近くにある教会の場所、アクセス等の情報を提供するように配慮すること。
また、フィリピン人の中には、少数ではあるもののイスラム教徒も存在するので、信教に充分配慮した上で接することが求められる。
- ・**ベトナム国籍の方について**
多くは仏教徒と言われているものの、キリスト教やイスラム教の信者も存在するので留意すること。
- ・**その他の国籍の方について**
同様にそれぞれの文化や宗教等を確認し配慮が必要。



1、介護施設等がコンソーシアムを組んで、留学生を受け入れる場合

- ・職業安定法に基づく届出や許可等を得ていない場合、もっぱら、「業」として調整を行っているとは判断されないよう、留意すべき事項を整理しておくことが必要。あくまで当該介護施設等が直接選考を行い、雇入れを行っていることが前提となることに留意すること。

【職業安定法との関係性】

〈労働者の募集に関するルール〉

- ・特定の「機関」を設立し、募集事業を行う場合には無料であっても届出が必要（職業安定法第36条）。
また有料であっせんを行う場合は許可が必要（同法第30条）

〈労働者供給に関するルール〉

- ・労働者供給事業は職安法によって原則として禁止（同法第44条）。

2、派遣会社による斡旋の場合

- ・派遣会社の手数料は、実際に雇入れを行う介護施設等から徴収することが原則。（留学生本人から徴収することはあってはならない。）
- ・労働関係法令等上、日本語学校、介護福祉士養成施設による「入校のあっせん等に係る手数料」の徴収についての定めは存在しない。
一連の受入れスキームの性格に照らし、**留学生本人の負担にならないよう、運用していくことが望ましい。**
- ・職業安定法上の問題はクリアされたとしても、現地あっせん業者等が不当なローン等を前提に送り出しを行うような事例については、入管関係法令に抵触するおそれが高いことにも十分留意すること。

3、その他留意事項

- ・奨学金等を貸与し、介護福祉士養成施設に通い、資格を取得した後、当該介護施設等で勤務してもらうことは、**あくまで本人の自発的な意思に基づくものであり、一般に、介護福祉士養成施設に通うこと等は業務性を有していない。**
- ・仮に、資格を取って働くことを前提に入国時点などに一体としての労働契約が結ばれているとの実態判断がなされる場合には、介護福祉士養成施設に通い、資格を取らせる行為そのものが業務性を有していると判断されるおそれがある。
- ・**労働契約と奨学金等貸与契約とは明確に切り分け、奨学金はあくまで継続就労のインセンティブとして捉えていく必要がある。**

(ガイドライン3.5参照)

- ・なお、業務命令によって介護福祉士養成施設に通わせていたと判断される場合には、免除特約の要件を満たす以前に介護施設等での勤務を辞めた場合などであっても、奨学金等返済の必要性そのものをめぐって争いが生じる可能性があることに留意すること。

1. 在留資格「介護」の取得について

在留資格「介護」の活動内容

「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」

- ・要介護者につき、食事、入浴、排せつなどの身体的介護を含め、介護全般に従事する活動や、要介護者やその者を介護する者に対する指導を行う活動を行うことができる。
- ・介護福祉士養成施設を卒業し、「介護福祉士」の資格を取得した者が、日本の介護施設等と雇用契約を結んだ上で、入国管理局へ「在留資格変更許可申請」を提出し、在留資格「介護」を取得する必要があるもの。

「留学」から「特定活動（内定者）」、「介護」への在留資格変更に係る具体的手続き

平成30年3月1日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡

「介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に係る在留資格の変更及び介護福祉士登録に係る留意事項について」別添「御案内」に記載。

- ①「留学」から「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可申請について
- ②「特定活動（内定者）」から「介護」への在留資格変更許可申請について

2. 日本人同等報酬について

- ・在留資格「介護」で働く外国人には、**日本人が従事する場合における報酬額と同等額以上の報酬を受けることが義務付けられている。**

※「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）」

3. 介護施設等を退職する場合の取扱い

- ・**継続して3ヶ月以上その在留資格に基づく本来の活動を行っていないと、在留資格が取り消されることがある。**

※活動を行わないことについて正当な理由（再就職先を探すために具体的就職活動を行っている等がある場合等）がある場合、在留資格取消しの対象とはならない。

- ・**入国管理局への届出（施設等の退職・転職等）**

この届出は退職・転職後14日以内にする決まりとなっており、もし14日間を過ぎてしまった場合には早めに届出を行うことが必要。

介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に係る在留資格の変更及び介護福祉士登録に係る留意事項について（参考）

事務連絡
平成30年3月1日

各都道府県介護福祉士養成施設担当 御中
各地方厚生（支）局介護福祉士養成施設担当 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に係る在留資格の変更
及び介護福祉士登録に係る留意事項について

平素より、介護福祉人材の養成及び確保にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護福祉士養成施設を卒業する者に係る介護福祉士の資格取得については、平成29年度の卒業生から新たに原則介護福祉士試験が義務付けられることとなりました。その際、卒業年度の翌年度の4月1日から5年間は試験に合格しない場合でも介護福祉士となることができること、また、同4月1日から継続して5年間介護業務に従事した場合、試験に合格しない場合でも5年後以降も引き続き介護福祉士となることのできるとした経過措置が設けられています（平成29～33年度の卒業生に限る。）。

これに関連して、平成29年9月に在留資格「介護」が創設されたことに伴い、介護福祉士養成施設を卒業した外国人留学生（介護福祉士試験を受験して合格した者、不合格の者、受験しない者のいずれも含む。）が卒業後、就労をしつつ、介護福祉士登録を行い、在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間に必要な手続に関して留意すべき事項は下記のとおりですので、管内の介護福祉士養成施設に周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、下記の内容については、法務省入国管理局入国在留課と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 介護福祉士養成施設に在籍中（在留資格「留学」にて在留中）を行うこと

在留資格「留学」においては資格外活動として原則週28時間以内の就労が認められていますが、養成施設の卒業後から介護福祉士登録を行い在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間は、在留資格「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可を受け、同時に、資格外活動許可を受けることにより原則週28時間以内の就労が可能となります。

このため、介護福祉士養成施設に在籍中に、卒業後に就労予定（4月1日から就労予定である場合を含む。）である就労先の内定を得た上で、採用内定の事実及び内定日を確認できる資料など必要書類を揃え、住居地を管轄する地方入国管理官署へ在留資格「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可申請及び資格外活動許可申請を行う必要があります。

2. 介護福祉士養成施設を卒業後（在留資格「特定活動（内定者）」にて在留中）を行うこと

在留資格「特定活動（内定者）」への変更許可を受けた後、在留資格「介護」への在留資格変更許可申請を行うには、必要書類の1つとして介護福祉士登録証の写しを求められますが、介護福祉士登録の申請中であるために手元に登録証がない場合は、登録証は後日別途提出することを条件に、その他の必要書類のみで在留資格「介護」への在留資格変更許可申請をすることが可能です。ただし、在留資格変更許可を受けるためには後日登録証の写しの提出が必要となります（在留資格「特定活動（内定者）」の許可日と同日に在留資格「介護」への在留資格変更許可申請を行うことも可能。）。

なお、在留資格「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可を受けておらず、在留資格変更許可申請中の状態の場合は、在留資格「介護」への在留資格変更許可申請はできませんのでご注意ください。

3. その他

上記1～2の取扱いは、介護福祉士養成施設を卒業後、在留資格が「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間、就労を希望する場合の標準的な手続としてお示ししているものですが、個々の外国人留学生によっては、当該期間に就労を希望しない等の事情に応じて、上記以外の手続を取ることも可能です。

なお、上記在留資格の変更に係る申請方法や必要書類、問い合わせ先については、別添「御案内」をご参照ください。

また、介護福祉士の登録手続（介護福祉士登録証の申請）に係る照会は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター（03-3486-7511）までお問い合わせください。